

「強制送還訴訟に違憲判決」

2021年09月30日

スリランカ人の女性、ウィシュマ・サンダマリさんが、名古屋出入国在留管理局で亡くなった。妹さんたちが、姉の死の実情を知りたいと来日して、入管に死に至るまでの経過報告とビデオの提出、公開を求めた。入管は全公開を拒み、一部を公開したが、死亡の全容を知るには至らなかった。妹さんたちは、全容を知ることができないことを嘆いた。しかし、一部の報告から、サンダマリさんは体調を壊し、助けを求めたが、応えられず、苦しんで死んだことは間違いないようだ。不法滞在者、不法残留者は、在留期間を越えて滞在している者であるから、法的には強制送還される。しかし、強制送還されると、命が危くなるケースも、当然ある。彼らは、出入国在留管理局に収容される訳であるが、その対応が著しく人権を無視したやり方で、今までも、死者や自殺者が多数あり、また、抗議のハンストをする人もいたと、度々報道されていた。サンダマリさんの件で、入管は人権無視の対応をしていることが公に晒された。犯罪者には刑期があり、何年後には出所できるという希望があるが、不法滞在者・残留者が収容された場合、いつ放免許可が出されるか分からず、不安が募り、希望が持てず、自暴自棄になる。

この問題は、日本が難民申請受け入れに対し、極めて厳しい政策を取っていることと深く関係している。日本の難民の受け入れは、申請者の1%前後で、2020年に受け入れたのは47名であった。外国と比べ、桁が違って異常に低く、これは恥ずべきことである。

ある強制送還を巡る事例がある。スリランカ人男性二人が、1999年と2005年に来日し、在留期間を越えて滞在したため、入管施設に入れられた。一時的に拘束が解かれ、出所した。14年に許可更新を求めたが、不許可となり、再収容され、強制送還を告げられた。不服なら、半年以内に取り消しの訴訟ができると言われたので、彼らは「国に帰ると殺される、命が危ない」、「裁判をやりたい、弁護士を呼んでくれ」と訴え、弁護士に電話をするが繋がらなかった。収容された翌日、入管職員は「チャンスをあげたけれど、弁護士に繋がらなかった」と言い放ち、スリランカ人31人と一緒にチャーター機で強制送還した。二人は、国を相手に、計1000万円の賠償を求める訴訟を起こした。

22日、東京高裁の平田豊裁判長は画期的な判決を出した。平田裁判長は、入管職員の対応について、憲法32条の「[裁判を受ける権利] 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」という条文で、保障された裁判を受ける権利を侵害し、国家賠償法の適応上、違憲になると、60万円の賠償を命じた。強制送還させ、裁判に訴える機会を奪った入管の行為を、憲法に基づいて違憲と断罪したのである。そして、憲法による人権保障が外国人にも有効に及ぶとの判決で、弁護団は「歴史的な判決」と喜んでいる。勝訴したスリランカ人は本国から国際電話で弁護団に感謝を伝えた。しかし、彼らは今なお、政治的圧迫を受ける可能性があり、住む場所を転々と変えて生活を送っているという。

弁護団によると、スリランカの男性と同様に、裁判の時間を置かず、強制送還する事例は続いている。駒井知会弁護士は「極めて低い難民認定率の中で、入管収容者や難民申請者への残酷な取り扱いがある」が、「六ヶ月は裁判所で争うことができる。憲法違反を繰り返してきたが、今後は、このようなやり方は取れなくなる」と判決の成果を指摘している。外国人をどのように対応するかは、その国の民度を表す。異文化を迎えることは、多少、ぎくしゃくすることがあるが、自らを幅広く豊かにし、国際的な信頼度を高めることは間違いない。